【重要】東北地方太平洋沖地震等にかかる 経済支援制度について

◆入学料/授業料免除・徴収猶予制度について

地震等の被害によって、入学料/授業料の納入が困難になった世帯は、入学料/授業料免除・徴収猶予の「特別の事情による申請」により審査しますので、通常の申請書類に加えて、下記の書類を提出してください。

◆特別の事情◆

授業料納期前6ヶ月以内(新入生は入学した学期の申請に限り、入学前1年以内) [注1] において、本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」[注2] という)が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害 [注3] を受けた場合で、入学料、授業料の納入が著しく困難であると認められる者。 経済状況に関する審査があります。

- 【注1】授業料納期前6ヶ月以内:平成22年10月1日~平成23年3月31日 入学前1年以内:平成22年4月1日~平成23年3月31日
- 【注2】学資負担者は、同一世帯内であること。
- 【注3】風水害の災害とは、公的機関の「り(被)災証明書」および「り(被)災額証明書」の とれるものです。
- ※「り(被)災証明書」等は、申請後に取れ次第、提出していただくこともできますので、その他の揃えられる書類を先に提出してください。
- ※「特別の事情」にあたらない場合は、「一般申請」により審査を行います。
- ※申請方法については、従来通り変更ありません。地震等の関係で従来の申請ができない方については、下記の「特別申請について」を参照ください。

※特別申請について

地震等の被害により、通常の申請が不可能な方のため、特別申請の受け付けをしていますので、 経済支援係 045-339-3113 までご連絡ください。

◆日本学生支援機構の奨学金制度について

地震等の被害によって、緊急に奨学金の貸与が必要となった方々に、緊急・応 急採用奨学金の申込み、返還期限の猶予を受け付けます。

詳細は、経済支援係 gakusei. shogaku@ynu. ac. jp までお問い合わせください。

学生支援課経済支援係

TEL: 入学料/授業料免除・徴収猶予 045-339-3113. 3115、奨学金 045-339-3132. 3112

留学生奨学金 045-339-3113 FAX:045-339-3119

MAIL: gakusei, keizai@ynu, ac. jp/gakusei, shogaku@ynu, ac. jp(奨学金)